

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

労働者の仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。以下「改正法」という。）において、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが規定された。

改正法の一部施行（令和7年4月1日）に伴い、船員に係る当該支援制度の詳細を定めている船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年運輸省令第36号）についても、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

改正法第1条による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」という。）第60条第2項の規定により読み替えて適用される事項について、以下のとおり定めることとする。

（1）子の看護休暇制度の見直し（新設）

船員が子の看護等休暇を申し出るにあたり、（i）休暇を取得できる事由及び（ii）休暇を取得できる行事に以下の事項を定めることにより、看護等休暇の取得事由を追加することとする。

（i）休暇を取得できる事由

- ・ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止
- ・ 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は同法第19条の規定による出席停止に準ずる事由

（ii）休暇を取得できる行事：入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典

（2）家族の介護に直面した船員に対する個別の周知等及び雇用環境整備（新設）

①法第21条第2項の家族の介護を必要とする状況に至った旨の申出をした船員に対して事業主が行う個別の周知・意向確認義務に関し、（i）周知事項及び（ii）個別周知・意向確認の方法を以下のとおり定めることとする。

（i）周知事項

- ・ 介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等
- ・ 介護休業・介護両立支援制度等の申出先

- ・ 介護休業給付金に関すること

(ii) 個別周知・意向確認の方法

次のいずれかの方法によって行うこととする。

- ・ 面談による方法
- ・ 書面を交付する方法
- ・ ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
- ・ 電子メール等を送信する方法

②法第 21 条第 3 項の家族の介護に直面する前の早い段階において、船員に対して事業主が行う介護両立支援制度等に関する個別の情報提供義務に関し、(i) 情報提供期間、(ii) 情報提供事項及び(iii) 情報提供の方法を以下のとおり定めることとする。

(i) 情報提供期間

- ・ 40 歳に達した日の属する年度の初日から末日までの期間
- ・ 40 歳に達した日の翌日から起算して 1 年間

(ii) 情報提供事項

- ・ 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
- ・ 介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- ・ 介護休業給付金に関すること

(iii) 情報提供の方法

次のいずれかの方法によって行うこととする。

- ・ 面談による方法
- ・ 書面を交付する方法
- ・ ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法
- ・ 電子メール等を送信する方法

③法第 22 条第 2 項各号、第 4 項各号の介護休業制度及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするための事業主の措置義務のうち、雇用環境の整備に関する措置について、以下のとおり定めることとする。

(i) 介護休業、介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供

(ii) 介護休業、介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 3 月 3 1 日（月）

施 行：令和 7 年 4 月 1 日（火）